

地方創生調査特別委員会

企画調整部 企画課

国家戦略特区について

➤ 国家戦略特区について（裏面参照）

社会経済の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する。

➤ 国家戦略特区の指定区域

• 1次指定（平成 26 年 5 月）

東京圏（東京都、神奈川県、成田市）、関西圏（大阪府、兵庫県、京都府）、沖縄県、新潟市、養父市、福岡市

• 2次指定（平成 27 年 8 月）

愛知県、仙北市、仙台市

• 3次指定（平成 28 年 1 月）

広島県・今治市、千葉市（東京圏の拡大）、北九州市（福岡市に追加）

➤ 規制改革メニューの活用

規制改革メニューの活用事業（区域計画）を、区域会議で決定し、諮問会議を経て、内閣総理大臣が認定する。

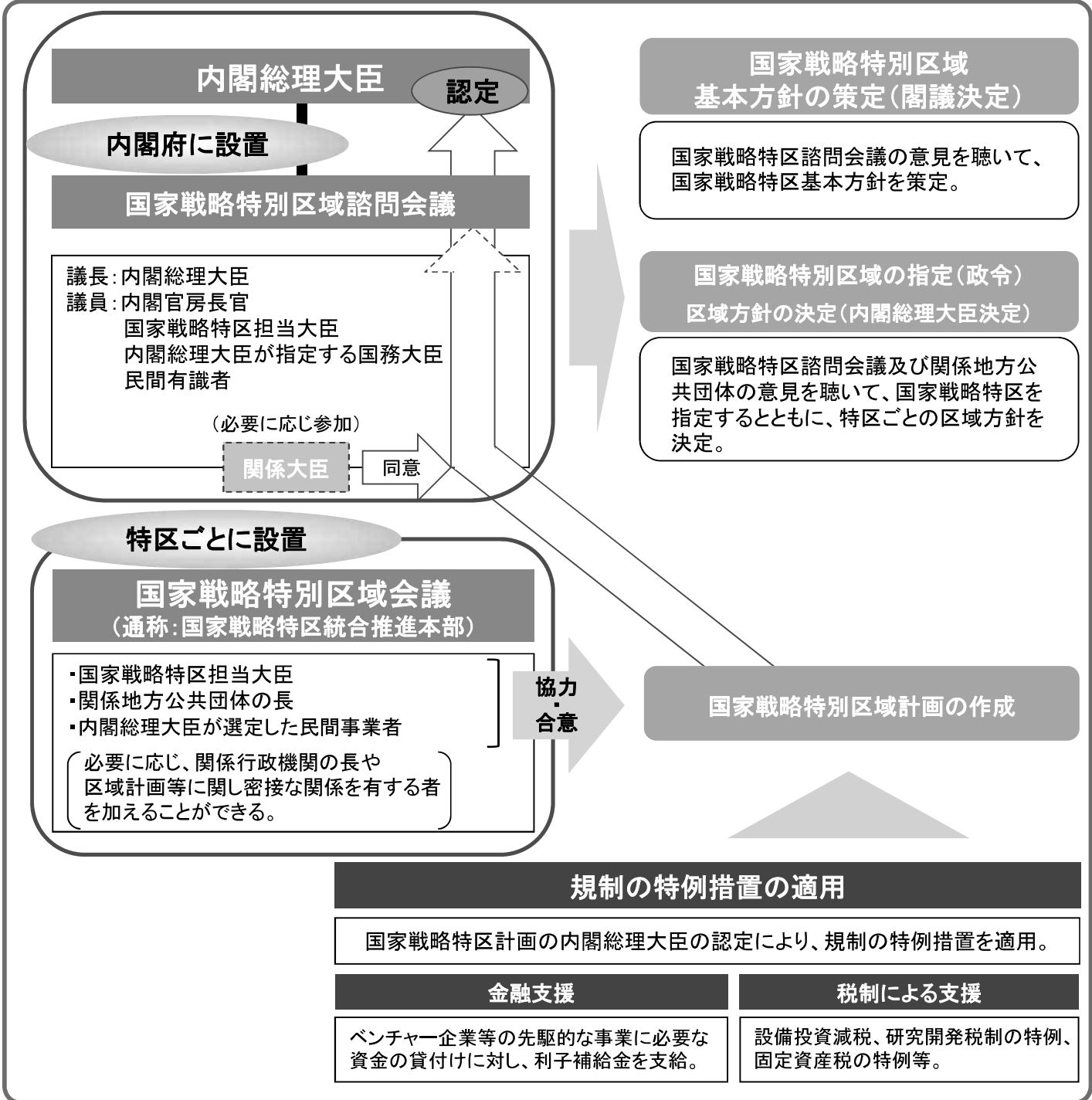
国家戦略特区において実現した規制改革メニュー全 68 事項のうち、現在活用できるメニューは 50 事項。

◆ 資 料 ◆

※ 浜松市提案内容

国家戦略特別区域法の概要

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定める。



構造改革特区との連携

- 国家戦略特区に関する提案のうち、構造改革の推進等に資すると認められるものは、構造改革特区の提案とみなして構造改革特区として支援。
- 構造改革特区の規制の特例措置について、国家戦略特区計画に記載し総理の認定を受けることで活用が可能。

施行期日

- 公布日(平成25年12月13日)から施行。
- ただし、次の規定は、政令で定める日(平成26年4月1日)から施行。
 - 国家戦略特別区域計画の認定等に関する規定
 - 国家戦略特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等

1. プロジェクト名称および概要

農・工・旅連携グローバル人材特区

浜松特有の農林水産品および食文化を広く世界に発信し、日本有数のものづくり産業集積都市として製品および技術力(特に光・電子産業、次世代輸送機器、ロボットテクノロジー)を世界へ展開、TPP等もフル活用して日本の経済成長をリードする。

また、逆に世界中から浜松の食と農を堪能し、先端技術の現場を見聞し、風光明媚な自然風土と文化を楽しむ外国人旅行者等を招き入れ、地域経済を潤す原動力となる。

そのために、高度専門職から技能実習生まで各級の外国人材を徹底活用し、市民も彼らと交流を深めることで、日本で最も外国人が学びやすく、働きやすく、住みやすく、訪れたいくなるような多文化共生都市を、特区として全国に先駆けて築き上げる。

そうした環境の中で、真のグローバル人材として浜松の子供たちを育てていく。「やらまいか」精神で、世界で活躍できる企業と人材を輩出する。



2. なぜ浜松なのか～Why HAMAMATSU?～5つの理由

①外国人が定住・永住する多文化共生都市

H2年の改正入管法の施行以来四半世紀を経て、現在市内在住外国人は2万人超。その8割以上が永住・定住などの長期滞在者。特に、ブラジル人は自治体別で日本一。

H13年、第1回外国人集住都市会議を主導して浜松にて開催、現在の加盟自治体8県25自治体。各都市の多文化共生施策の充実を図るとともに、国に対して働きかける中で、新在留管理制度への移行などが成されてきた。

昨年、浜松市が座長都市として、外国人との共生に向けた「浜松宣言2015」を採択。H25年には「多文化共生都市ビジョン」を策定した。



②世界を市場とするものづくり、食×農分野

未知への好奇と進取の精神、すなわち「やらまいか」精神で世界に羽ばたく。

特にものづくり分野では世界を席卷する企業を輩出（スズキ、ホンダ、ヤマハ、カワイ、浜松ホトニクス、ローランドなど）。

食×農分野でも、ウナギ、みかん、天竜杉などがブランドを確立。

これらを2020年には日本のショーケースとして、世界に誇れる製品・産品に育て上げる。



浜松ホトニクス ヒッグス
粒子検出器 提供/CERN



浜名湖ウナギ

③浜松は東西日本文化の結節点

ほぼ日本の中心に位置し、東西の日本の文化の結節点。

全国から参加者も集まりやすいので、国際会議だけでも毎年4～7回も開催されている。

歴史的にも三河から出て浜松で力を蓄えた徳川家康が江戸の基礎を築いた。なお、「出世大名家康くん」は2015年のゆるキャラグランプリ。

2. なぜ浜松なのか～Why HAMAMATSU?～5つの理由

④インバウンドのゴールデンルート上に位置

東京から京都へのインバウンド(訪日外国人旅行者)のゴールデンルート上にあって、富士山観光の後に浜松で宿泊するツアーが多い。

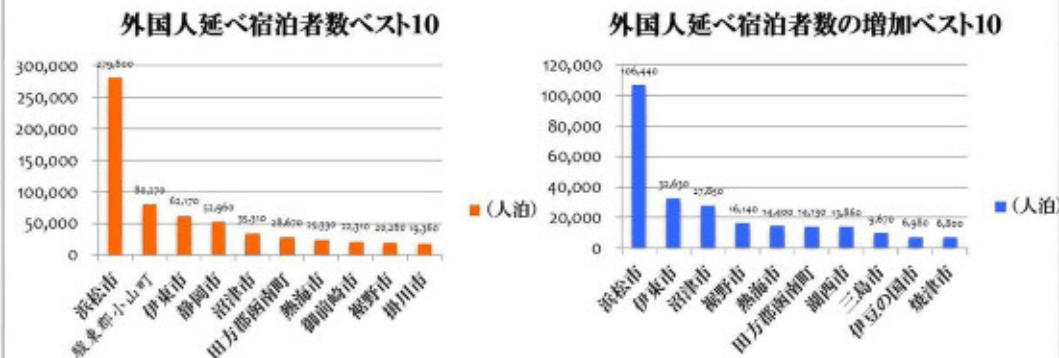
さらに、2017年の大河ドラマ「おんな城主 直虎」の舞台であり、ラグビーWC2019、オリパラ2020に向けてインバウンド旅行者を呼び込むチャンス。浜松滞在日数を増やし、浜名湖などの周辺観光を促進していく。

<バス>
 浜松⇄富士五合目：3時間
 浜松⇄京都：3時間
 「富士山と京都の中間地点」

大阪-京都-名古屋-**浜松**-富士山-箱根-東京

<新幹線>
 浜松⇄東京：89分
 浜松⇄新大阪：86分
 「東京と大阪の中間地点」

平成26年県別外国人延べ宿泊者数ランキング



⑤南北に広がる広大な市域

全国2番目の広大な市域を持つ国土縮図型都市。都市部と過疎地域を併せ持ち、農・工・商がバランスよく発展。

一自治体内で多種多様な実験的施策を行うことが可能。特区の成果を全国の類似地域に波及させることができる。



3. 浜松特区の3つの特徴

①外国人材の徹底活用

他の地域より一段踏み込んだ各級の外国人材の徹底活用を行なう。そのうえで、食×農分野、ものづくり&ICT分野、インバウンドを中心とした観光分野の活性化をはかり、浜松および周辺地域の経済効果を高める。

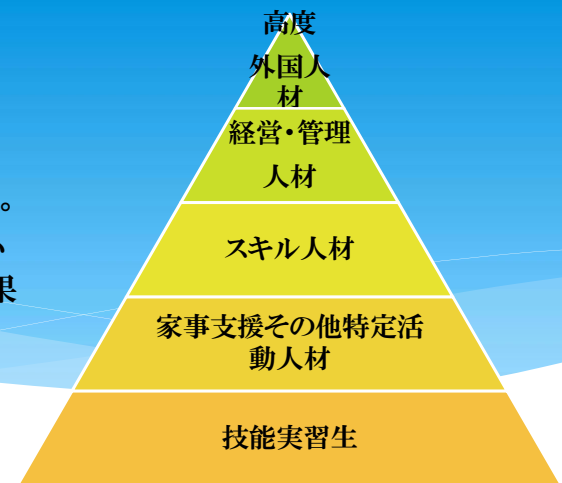
②外国人ワンストップセンターの設置

海外進出、販路拡大、輸出促進をはかるために外国人を中核人材として活用しようとする企業、とりわけ中小企業の利便性を高めるために、新たに「外国人ワンストップセンター」を設置。日本で最も外国人が学びやすく、働きやすく、住みやすく、さらに訪れたくなるような多文化共生都市を実現するべく、雇用・社会環境を整える。

③既存メニューをフル活用

既に認められている特区の規制緩和事項をフル活用し、相乗効果を意識した施策を積極的に行なう。

さらに、隣接または同種の規制緩和メニューをもつ国家戦略特区と連携し、ノウハウの共有化、スタッフや施設などのシェアリングにより、コストを抑えて特区効果を増大化させる。とりわけ愛知県とは地理的に隣接しており、歴史的にも文化的にもつながりが深く、近年、特に東三河地域とは技術イノベーションに関する提携が盛んである。



4. 浜松特区の具体的規制緩和事項

1) ものづくりと外国人材の徹底活用

浜松は「ものづくり産業集積都市」として、これまでも高品質の製品と高い技術力を世界に誇ってきた。そして、2020年に向け、特に光・電子産業、次世代輸送機器、ロボットテクノロジーの分野で日本のショーケースとなるべく世界の研究者と協力しながら技術開発を急いでいる。また、中小企業もTPP等をフル活用し、輸出や販路拡大、海外進出の好機を活かすため、グローバル人材を必要としている。

i) 「日本版高度外国人材グリーンカード」の適用

「高度専門職」(一部「教授」「研究」も)の在留資格を持つ外国人材のうち、特に光・電子産業、次世代輸送機器、ロボットテクノロジーなどの先端分野の受入研究機関・大学・企業等が一定の基準を満たし、市が認めた場合は、現行の「原則10年日本に居住」という永住権取得要件を3～5年程度に短縮し、浜松への世界の同分野の研究者の呼び水とする。(入管法第22条第2項、法務省：永住許可に関するガイドライン)

ii) 企業幹部外国人材への永住権付与による雇用の安定化と戦力化

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を持つ外国人材のうち、受入企業等が一定の基準を満たし、市が認めた場合は、現行の「原則10年日本に居住」という永住権取得要件を5年程度に短縮し、また途中で日系企業内等での海外勤務などがあつた場合に関しても認定要件を緩和し、かつ具体的事例を明示する。(入管法第22条第2項、法務省：永住許可に関するガイドライン)



特区でまだ認められていない
規制緩和事項の新提案



政府で規制緩和の方向が決まり
浜松で一早く実行したい提案



既に特区で規制緩和が認められ
浜松でもすぐに実施したい提案



① 光産業の高度化を目指した地域間・国際連携

・独・イエナ地域との光産業の高度化を目指した連携。
(静岡大学とイエナ応用科学大学との協定締結)



② 浜松光宣言2013 ～浜松を光の先端都市に

・静岡大、浜松医科大、光産業創成大学院大学、浜松ホトニクスとの4社。
・光の最先端研究、産業化、ベンチャー支援、行政との連動を協力。

4. 浜松特区の具体的規制緩和事項



1) ものづくりと外国人材の徹底活用

iii) 創業人材等の多様な外国人の受入れ促進

創業を希望する外国人材が、ただちに「経営・管理」の在留資格の基準を満たせない場合、「外国人ワンストップセンター」内の起業相談窓口にて、事業計画の審査および6か月以内に基準を満たすことを要件に、在留資格を得ることができる。[\(H27.7月改正特区法成立\)](#)

iv) グローバル化を推進する中小企業の外国人中核人材雇用促進

一定の技能スキルを持つ外国人材を中小企業が雇用するために「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を得ようとする場合、資格取得を円滑なものとするため「外国人ワンストップセンター」内に「永住・在留相談センター」を設置し、中小企業が、明確化されたルールに基づき迅速に入管での可否を判断、アドバイスを受けられるようにする。また、市が海外進出・販路拡大・輸出増進等を目指し、そのための中核人材として外国人を活用しようとする中小企業であると認定した「グローバル化推進企業」については、在留資格の取得手続きを簡略化できるようにする。[\(入管法第7条、上陸基準省令\)](#)

v) 外国人に特化した雇用労働センターの設置

「外国人ワンストップセンター」内に「雇用労働相談センター」を設置し、明確化された雇用ルールに基づき、企業が外国人雇用の適否を判断、アドバイスを受けられるようにする。[\(H25.12月特区法成立\)](#)

vi) 外国人家事支援人材の活用

ものづくり&ICT分野のビジネスまたは研究分野の外国人材を浜松へ招聘する際には、外国人の家事支援人材が必要とされる。

「外国人ワンストップセンター」の管理のもと、家事支援派遣企業に雇用される外国人材の入国・在留を可能とする。[\(H27.7月改正特区法成立\)](#)

vii) ものづくり&ICT分野の高度技能実習生の育成・活用

技術の熟練度を要するものづくり&ICT分野の高度技能実習生に関して、本人および受入機関の申請ならびに市の推薦により、「外国人ワンストップセンター」の管理の下、実習期間を最長3年から5年に延長できるものとする。さらに、一定の熟練技術力および日本語能力を有する技能実習生に関しても、同様の手続きにより3~5年の「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を与え、正規雇用を可能とする。[\(入管法第7条第1項第2号、別表第1の2\)](#)

4. 浜松特区の具体的規制緩和事項



2) 食×農分野と外国人材の徹底活用

浜松の農産物では、**みかん**が自治体別で圧倒的1位の産出額を誇り、15億円を超える売上である。一方、食でも浜名湖ウナギがブランドを確立、うなぎの蒲焼と餃子の一人当たり消費量が日本一になるなど、食×農の話題に事欠かない。また、林業も**天竜材**というブランド木材を抱えている。

また、**企業の農業参入**も増えつつあり、件数、農地面積ともに伸びている。日本で初めて農商工による連携が実現し、浜松商工会議所の副会頭に地元農協(とぴあ浜松農業協同組合)が就くなど、農業と商工業の連携も極めて緊密である。

市としては、特区の規制緩和を通じて、更なる**企業参入と農業革新を推進**し、外国人材の活躍機会を創出していく。また、ICT等を活用した農業の高度化に取り組んでいく予定である。

i) 農業への信用保証制度の適用



農業について、商工業とともに行うものに関しては、金融機関からより円滑に資金調達出来るようにするため、地方自治体の応分の負担を前提に、**信用保証協会が保証を付与**することを可能とする。[\(H26.6月特区要綱\)](#)

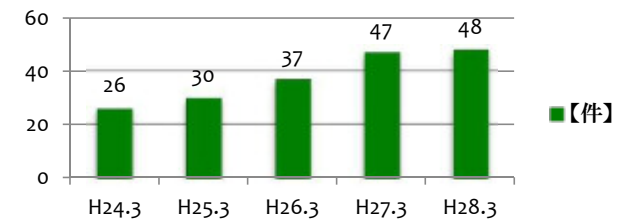
ii) 企業による農地取得の特例



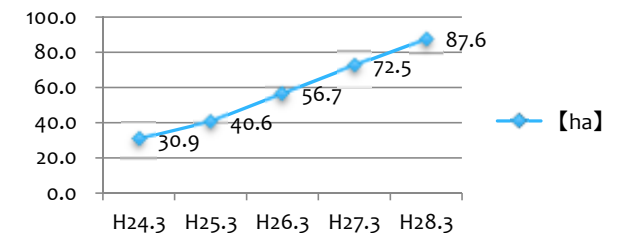
喫緊の課題である**担い手不足や耕作放棄地等の解消を図ろうとする国家戦略特区**において、農地を取得して農業経営を行おうとする「**農地所有適格法人以外の法人**」について、地方自治体を通じた農地の取得や不適正な利用の際の当該自治体への移転など、一定の要件を満たす場合には、**農地の取得を認める特例**を、今後5年間の時限措置として設ける。浜松でも天竜区など過疎地域では耕作放棄地が増えつつあり、そうした地域に限定して、企業の農地取得による農業参入を支援する考え。[\(H28.5月改正特区法成立\)](#)

浜松市の企業の農業参入(一般法人(農外企業))

①一般法人(農外企業)参入数の推移 データH28.3末現在



②一般法人(農外企業)経営農地面積の推移 (一般法人48法人)【ha】



4. 浜松特区の具体的規制緩和事項



3) インバウンド旅行と外国人材の徹底活用

東京から京都への**インバウンド(訪日外国人旅行者)**のゴールデンルート上にあつて、**富士山観光の後に浜松で宿泊**するツアーが多い。さらに、2017年の大河ドラマ「おんな城主 直虎」の舞台であり、ラグビーWC2019、オリパラ2020に向けてインバウンド旅行者を呼び込むチャンス。浜松滞在日数を増やし、浜名湖などの周辺観光を促進していく。

また、農水省の食と農の景勝地に取り組んでいく。

i) 滞在施設の旅館業法の適用除外



いわゆる**民泊**を旅館業法の適用除外として認め、中長期滞在客を積極的に誘致するため、**中山間地域に限定した遊休施設**の再生等の可能性を検討する。さらに、外国人の中長期滞在型旅行のニーズと浜松発日帰り観光(東京・富士・京都・大阪など)を組み合わせた旅行商品の造成を促し、インバウンド旅行者の増加を図る。

(H25.12月特区法成立)

ii) 古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の適用除外



同様に**中山間地域の古民家等の歴史的建築物**に関する旅館業法の適用除外を認め、外国人旅行者向け滞在施設として活用していく。

(H26.3月内閣府省令)

iii) 過疎地域等での自家用自動車の活用拡大



中山間地域での観光客の移動手段として、**自家用自動車の活用拡大**の規制を緩和する。その取り組みにより、バス・鉄道、タクシー等の公共交通機関が整備されていない過疎地域における地域住民の利便性の向上や訪日外国人観光客の誘致促進など、経済効果、雇用対策としても期待できる。

なお、過疎地域の一つである佐久間地域では、平成19年8月、全国に先駆けて「NPO法人がんばらまいか佐久間」が**NPOタクシー**を事業を開始しており、約10年間、地域住民の足として利用されてきた。現在までに延べ約4万人が利用しており、今では地域住民の生活に欠かせないものとなっているだけでなく、NPO法人の活動に対する住民理解の促進に繋がっている。自家用自動車の活用拡大は、さらなる利用者の拡大に期待ができる。

(H26.5月改正特区法成立)

4. 浜松特区の具体的規制緩和事項

4) 「外国人ワンストップセンター」を設置。

日本で最も外国人が学びやすく、働きやすく、住みやすく、さらに訪れたくなるような多文化共生都市を実現するべく、雇用・社会環境を整える。

i) 外国人学校の特定公益増進法人の認可



学校法人の認可を得ている外国人学校が、特定公益増進法人として認められる際の基準を緩和する。これにより、外国人学校への民間資金援助を推進し、外国人学校の経営の安定と、事業の充実を図る。さらに特定公益増進法人化を契機として、外国人学校と地域の企業や民間団体との連携や交流を促進する。(文部科学省告示第59号[H15年3月31日])

ii) 「外国人ワンストップセンター」による監理体制の強化



本特区提案の「外国人ワンストップセンター」は、浜松市が設置することを想定しているが、その管轄範囲は同様のニーズのある地域が隣接自治体等にあるならば、より広域であるほうが効率的である。その意味で、特区における規制緩和を経済波及効果に繋げていくためにも、隣接する東三河地域、さらには愛知県全体との連携も現実的な選択肢と考える。

特に、「外国人ワンストップセンター」は外国人材の支援と管理の機関として、広域的な第三者監理協議会(構成:県、市、教育委員会、県警、地方入国管理局、県労働局、地方経済産業局など)を組織する必要がある。

※今回は浜松市単独での特区提案ではあるが、愛知県と規制緩和項目が共通の部分を中心に規制緩和が認められるようであれば、愛知県と一体となって追加的に浜松市が特区指定されることを歓迎する。